

平成30年5月21日

職員の懲戒処分について

1 処分事案

市内コンビニエンスストアにおいて、落とし物の財布を拾い、中身の3千円余りを抜き取ったもの。

2 被処分者

所属	役職	性別	年齢
環境部	主任清掃技士	男	51

3 処分内容

停職3か月（平成30年5月21日付け）

4 事案の概要

平成30年3月21日の午後7時過ぎ、市内コンビニエンスストアにおいて、落ちていた財布を拾った。その後、車で自宅付近まで移動し、車内で3千円と小銭を抜き取った後、財布を捨てた。

同月24日に同店舗を再び訪れたところ、店員が店舗事務所に当該職員を招き、その間、通報によって駆けつけた警察官によって、任意で前橋東警察署に行き、署内において、窃盗の容疑で逮捕された。

なお、被害者との示談は成立しており、平成30年4月23日付けで不起訴となっている。

5 再発防止策

コンプライアンスの徹底を図るため、全職員を対象に、服務規律の確保に関する取組を実施する。

また、本人に対して、別途、個別研修を実施する。